

◎独立行政法人水資源機構職員給与規程

平成 15 年 10 月 1 日
水機規程平成15年度第12号

〔沿革〕	平成15年12月18日	水機規程第44号改正①	平成16年 3月30日	水機規程第55号改正②
	平成16年 6月24日	水機規程第11号改正③	平成17年 3月31日	水機規程第49号改正④
	平成17年11月29日	水機規程第16号改正⑤	平成18年 3月31日	水機規程第33号改正⑥
	平成18年 5月30日	水機規程第 2号改正⑦	平成19年 2月23日	水機規程第23号改正⑧
	平成19年 3月30日	水機規程第36号改正⑨	平成19年 6月28日	水機規程第 8号改正⑩
	平成19年12月 7日	水機規程第19号改正⑪	平成20年 3月31日	水機規程第41号改正⑫
	平成20年 6月27日	水機規程第 8号改正⑬	平成21年 3月31日	水機規程第35号改正⑭
	平成21年11月30日	水機規程第16号改正⑮	平成22年 3月31日	水機規程第30号改正⑯
	平成22年11月30日	水機規程第21号改正⑰	平成23年 3月31日	水機規程第27号改正⑱
	平成24年 6月29日	水機規程第 4号改正⑲	平成24年11月30日	水機規程第16号改正⑳
	平成25年 3月29日	水機規程第27号改正㉑	平成26年 3月31日	水機規程第22号改正㉒
	平成26年 6月30日	水機規程第 5号改正㉓	平成26年12月 1日	水機規程第11号改正㉔
	平成26年12月10日	水機規程第14号改正㉕	平成27年 3月31日	水機規程第37号改正㉖
	平成27年12月21日	水機規程第25号改正㉗	平成28年 3月30日	水機規程第39号改正㉘
	平成28年11月30日	水機規程第 7号改正㉙	平成29年 3月30日	水機規程第22号改正㉚
	平成29年11月30日	水機規程第12号改正㉛	平成30年 3月28日	水機規程第26号改正㉜
	平成30年11月27日	水機規程第13号改正㉝	平成31年 3月29日	水機規程第31号改正㉞
	令和元年 9月26日	水機規程第 7号改正㉟	令和元年11月28日	水機規程第11号改正㊱
	令和 2年 3月30日	水機規程第29号改正㊲	令和 3年 3月30日	水機規程第26号改正㊳
	令和 4年 3月30日	水機規程第21号改正㊴	令和 4年11月29日	水機規程第12号改正㊵
	令和 5年 3月31日	水機規程第31号改正㊶	令和 5年11月29日	水機規程第 7号改正㊷
	令和 6年 3月29日	水機規程第31号改正㊸	令和 6年12月10日	水機規程第 6号改正㊹
	令和 7年 3月31日	水機規程第33号改正㊺	令和 7年12月 3日	水機規程第14号改正㊻
	令和 8年 3月12日	水機規程第25号改正㊼	令和 8年 3月31日	水機規程第39号改正㊽

(総則)

第1条 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の職員に対する給与の支給は、この規程の定めるところによる。

(給与の区分)

第2条 職員の給与は、次に定める区分により支給する。⑥⑦⑧⑫⑫④⑦

- 一 本給
- 二 諸手当
 - イ 扶養手当
 - ロ 職責手当

- ハ 地域手当
- 二 広域異動手当
- ホ 住宅手当
- ヘ 単身赴任手当
- ト 時間外勤務手当
- チ 深夜勤務手当
- リ 管理職員特別勤務手当
- ヌ 特殊勤務手当
- ル 特地勤務手当
- ヲ 特地勤務手当に準ずる手当
- ワ 通勤手当
- カ 資格手当
- 三 業績手当
- 四 在勤手当

2 前項の給与のうち、前項第二号イ及び前項第4号の区分の手当は、前項の規定にかかわらず、再雇用職員（独立行政法人水資源機構就業規則（水機規程平成15年度第11号。以下「規則」という。）第42条第1項、第43条第1項又は第43条の2第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）に対して支給しない。⑥⑧⑩⑫⑬⑭⑮

（給与の支給日及び支給方法）

第3条 本給、扶養手当、職責手当、地域手当、広域異動手当、住宅手当、単身赴任手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、資格手当及び在勤手当はその月分を、時間外勤務手当、深夜勤務手当、管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当は前月分を、それぞれ毎月24日に、通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の24日（これらの日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日）に支給する。ただし、本給、扶養手当、職責手当、地域手当、広域異動手当、住宅手当、単身赴任手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、資格手当及び在勤手当は、これらを受けるべき事由が月の25日以降において生じた者に対しては、その月分に限りその生じた日以降においてできるだけ速やかに支給する。⑥⑦⑧⑩⑫⑬⑭⑮

2 職員の給与は、天災その他不可抗力等により機構の事務所に著しい被害が生じた場合においては、前項本文の支給日以外のその都度定める日に支給することがある。

3 職員の給与は、法令及び機構と職員の過半数を代表する者との書面による協定に基づいて控除すべきものであるものの金額を控除し、その残額を本人に支給する。

4 支給日前であっても、職員が本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産、疾病、被災、葬儀その他やむを得ない事由により給与の支給を請求したときは、本給、扶養手当、職責手当、地域手当、広域異動手当、住宅手当、単身赴任手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、資格手当及び在勤手当についてはその月分の全額を、時間外勤務手当、深夜勤務手当、管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当については既往の勤務について算定した額を、それぞれ支給する。⑥⑦⑩⑫⑬⑭⑮

5 月の25日以降においてその月の本給、扶養手当、職責手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、資格手当又は在勤手当の月額に変動が生じた職員

については、その月の24日に支給した本給、扶養手当、職責手当、地域手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、資格手当又は在勤手当の額と当該変動後の本給、扶養手当、職責手当、地域手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、資格手当又は在勤手当の額との差額を、次の支給日に精算する。⑥⑦⑫⑫③⑤④⑦④⑧

(本給)

第4条 職員（再雇用職員を除く。以下この条、次条第1項、第6条、第7条、第10条、第15条の2及び第15条の3並びに附則第14項から第16項までにおいて同じ。）の本給は、月額とし、その額は別表第1に定める独立行政法人水資源機構職員本給表（以下「職員本給表」という。）に定める額とする。⑩⑪⑫⑫③

2 再雇用職員の本給は、月額とし、その額は別表第2に定める独立行政法人水資源機構再雇用職員本給表（以下「再雇用職員本給表」という。）に定める額とする。

3 再雇用職員のうち規則第43条第1項又は第43条の2第1項の規定により採用された者（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の本給は、前項の規定にかかわらず、前項の規定による本給の月額に、規則第6条第4項の規定により定められた当該再雇用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。⑩⑪④①

4 削除

5 職員本給表に定める各等級に求められる能力は、別表第3に定める能力等級表のとおりとする。

(新たに職員となった者の本給)

第5条 新たに職員となった者の本給は、職務の内容、能力、学歴、経験等を考慮の上、職員本給表により決定する。⑪

2 新たに再雇用職員となった者の本給は、職務の内容、能力、経験等を考慮の上、前条第2項又は第3項により決定する。⑩⑪③④

3 新たに職員となった者に対しては、その職員となった日から本給を支給し、本給に変更を生じた職員に対しては、その日から新たに定められた本給を支給する。⑩

(昇給等)

第6条 職員の昇給は、12箇月の期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、当該期間に当該職員が規則第54条の規定による懲戒を受けたときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。③⑩⑫

2 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。⑫

3 55歳を超える職員及び職員本給表の適用を受ける職員でその等級が8等級以上であるものの第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。⑫④⑤

4 職員が昇格（現等級より1等級上位の等級に変更することをいう。以下同じ。）した場合における号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第3の2に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。⑫

5 職員が降格（現等級より1等級下位の等級に変更することをいう。以下同じ。）した場合における号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第3の3に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。②

6 前5項に規定するもののほか、昇給、昇格及び降格に関し必要な事項は、別に定める。②（扶養手当）

第7条 扶養手当は、扶養親族がある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、職員本給表の適用を受ける職員でその等級が9等級以上であるもの（以下「9等級以上職員」という。）に対しては支給しない。③④⑤

2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けるものをいう。④⑤

- 一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 三 満60歳以上の父母及び祖父母
- 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 五 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（職員本給表の適用を受ける職員でその等級が8等級であるものにあつては3,500円）とする。①⑤⑨⑪③④⑤

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。③④

5 新たに職員となった者に扶養親族（9等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9等級以上職員から9等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその扶養親族について、次表に掲げる届出すべき事項を人事課長に届け出て、その確認を受けなければならない。②⑬③④⑤

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（9等級以上職員に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9等級以上職員に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

届出すべき事項
異動年月日、氏名、続柄、生年月日、居住状況、職業、年収、届出の理由、配偶者の有無

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（9等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、9等級以上職員から9等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に

扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9等級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（9等級以上職員にあつては扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日から開始し、扶養手当を受けている9等級以上職員以外の職員から9等級以上職員となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9等級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（9等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出の遅延がやむを得ない事情によるものと認められるときを除き、その届出を受理した日から行うものとする。⑩④⑤

7 扶養手当は、第1号、第3号又は第4号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日、第2号又は第5号から第7号までのいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。⑩④⑤

一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（9等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

三 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある9等級以上職員が9等級以上職員以外の職員となった場合

四 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある8等級職員が8等級職員及び9等級以上職員以外の職員となった場合

五 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある9等級以上職員以外のものが9等級以上職員となった場合

六 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で8等級職員及び9等級以上職員以外のものが8等級職員となった場合

七 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（職責手当）

第8条 職責手当は、次の各号に掲げる職員（以下「職責手当受給職員」という。）に対し、支給する。⑥⑩⑫⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

一 規則第9条に定める職にある職員（以下「役付職員」という。）

二 本社のダイバーシティ推進リーダー、支社の事務所の課長、総管理所の課長、独立行政法人水資源機構組織規程（水機規程平成15年度第2号）第105条第1項に規定する総管管下管理所の所長（役付職員を除く。）又は課長、総管管下管理室の室長、総管管下事業推進

室の課長、総管管下建設所の課長の職にある職員

- 2 前項に規定する職責手当は、月額とし、職員本給表に定める額（以下「本給月額」という）の最高額の100分の25を超えない範囲内において理事長が別に定める。⑬⑳
- 3 前項の規定による職責手当の額が、独立行政法人水資源機構役員給与規程（水機規程平成15年度第9号）第3条に規定する役員の本給月額のうち、最低の本給月額及びこれに対する同規程第4条の規定による地域手当の月額の合計額から、当該職責手当受給職員が受ける本給及び扶養手当の月額の合計額を差し引いた額以上の額となる場合には、その者に支給する職責手当の月額は、前項の規定にかかわらず、その差し引いた額に満たない別に定める額とする。⑯㉑
- 4 職責手当は、月の初日以外の日において新たに職責手当受給職員となった者に対してはその職責手当受給職員となった日から、当該初日以外の日において職責手当受給職員として規則第38条の規定により復職を命ぜられた職員に対してはその復職を命ぜられた日から、月の末日以外の日において職責手当受給職員でなくなった職員に対してはその職責手当受給職員でなくなった日まで、当該末日以外の日において規則第36条第1項の規定により休職を命ぜられた職責手当受給職員に対してはその休職を命ぜられた日の前日まで支給する。⑭㉒
- 5 職責手当受給職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合においては、当月分の職責手当は支給しない。⑭㉓

（地域手当）⑥

第9条 地域手当は、別表第4に定める事務所に勤務する職員に支給する。⑥㉔

- 2 地域手当の月額は、本給、扶養手当及び職責手当の月額の合計額に別表第4に定める支給割合を乗じて得た額とする。⑥
- 3 国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人（機構を除く。）その他これに準ずる法人で別に定めるものに使用される者（以下「国家公務員等」という。）であった者から引き続き機構の職員となった者がその勤務していた官署を異にして異動した場合において、当該異動の直後に勤務する事務所に係る地域手当の支給割合（前項に規定する割合をいう。）が当該異動の日の前日に勤務していた官署に係る地域手当の支給割合に達しないこととなる時の地域手当の支給については、別に定める。㉕

（広域異動手当）

第9条の2 職員がその勤務する事務所を異にして異動した場合又は職員の勤務する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した事務所間の距離（異動等の日の前日に勤務していた事務所の所在地と当該異動等の直後に勤務する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に勤務する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、扶養手当及び職責手当の月額の合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た

月額に広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に勤務していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。②②④⑧

一 800キロメートル以上 100分の10

二 500キロメートル以上800キロメートル未満 100分の8

三 300キロメートル以上500キロメートル未満 100分の6

四 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の1

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。②④⑤

3 国家公務員等であった者で、引き続き機構の職員となった者（任用の事情等を考慮して別に定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして、別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。②④①

4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合において、当該地域手当の支給割合に当該広域異動手当の支給割合を加算した割合が100分の20を超えることとなる場合の広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合からその超えることとなる支給割合を減じた割合とする。②④⑧

5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。②（住宅手当）

第10条 住宅手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。①①⑤①⑦③⑦③⑨④⑤

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（独立行政法人水資源機構宿舍規程（水機規程令和3年度第17号。以下「宿舍規程」という。）第3条第3号に規定する宿舍を使用し、同規程第9条に規定する使用料を支払っている職員その他次に掲げる職員を除く。）

イ 国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人、地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人（機構を除く。）又はその他特別の法律により設置された法人で別に定めるものから貸与された職員宿舍に居住している職員

ロ 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情

にある者を含む。以下同じ。)で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び第7条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。)が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びにこれらに準ずる住宅で別に定めるものの全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

- 二 次条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(宿舍規程第3条第3号に規定する宿舍、前号イに規定する職員宿舍及び同号ロに規定する住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住宅手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。①⑮⑯⑳
- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
- イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
- 二 前項第2号に掲げる職員 前号により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 前2項に規定するもののほか、住宅手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(単身赴任手当)

第11条 異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。⑥㉔

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。㉕
- 3 新たに機構の職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該機構の職員となった日の直前の住居から当該機構の職員となった日の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。㉖
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(欠勤者等の本給等)

第12条 本給、地域手当及び広域異動手当は、規則第6条に規定する勤務時間について勤務しない時間がある職員（規則第17条に規定する有給休暇を受け、又は規則第36条第1項の規定により休職が命ぜられた職員及び規則第49条第2項の規定により出勤とみなされる欠勤をした職員を除く）に対しては、本給月額並びに本給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額を第25条の規定による1年間ににおける労働時間を12で除して得たもので除して得た額にその勤務しない時間の数を乗じて得た額を、それぞれ減額して支給するものとする。ただし、規則第5条第3項に規定する所属長又は規則第6条第3項に規定する所属課長等がその勤務しないことをやむを得ない事情によるものと認めたときは、この限りでない。②⑥⑫⑳

(傷病により欠勤した職員の特例)

第13条 傷病により欠勤した職員（規則第36条第1項の規定により休職が命ぜられたことにより欠勤した職員及び規則第49条第2項の規定により出勤とみなされる欠勤をした職員を除く。）については、前条本文の規定にかかわらず、その傷病が結核性疾患である場合にあっては欠勤をはじめた日から1年間、その他の傷病である場合にあっては欠勤をはじめた日から6箇月間に限り、本給、地域手当及び広域異動手当の減額を行わないものとする。ただし、理事長が特に必要と認めたときは、これらの期間を延長することがある。⑥㉔

2 規則第36条第2項の規定は、前項の期間の計算に準用する。

(介護休暇等を受ける職員の給与)

第14条 職員が規則第22条に定める介護休暇を受けることにより勤務しない時間があるときは、その勤務しない時間につき、第12条本文の規定により計算した額を所定の給与の額から減額する。㉑

2 職員が規則第22条の2に定める介護時間を受けることにより勤務しない時間があるときは、その勤務しない時間につき、第12条本文の規定により計算した額を所定の給与から減額する。

㉑

3 前2項に規定するもののほか、介護休暇及び介護時間を受ける職員の給与に関し必要な事項については、別に定めるところによる。㉑

(育児休業等をしている職員の給与)

第15条 規則第25条の規定により育児休業をしている職員に対しては、給与を支給しない。

2 規則第26条の規定による育児時間を取得することにより、勤務しない時間がある職員に対しては別に定めるところにより、給与を減額する。⑫

3 前2項に定めるもののほか、育児休業等をしている職員の給与について必要な事項は、別に定める。

(自己啓発等休業をしている職員の給与)

第15条の2 規則第28条の2の規定により自己啓発等休業をしている職員に対しては、給与を支給しない。⑫

2 前項に定めるもののほか、自己啓発等休業をしている職員の給与について必要な事項は、別に定める。

(配偶者同行休業をしている職員の給与)

第15条の3 規則第28条の3の規定により配偶者同行休業をしている職員に対しては、給与を支給しない。㉔

- 2 前項に定めるもののほか、配偶者同行休業をしている職員の給与について必要な事項は、別に定める。②

(休職者の本給等)

第16条 規則第36条第1項の規定により休職を命ぜられた職員に対する当該休職期間中における本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住宅手当の月額は、その職員が出勤したものとみなして計算した本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住宅手当の額に、それぞれ次の各号に掲げる区分による割合を乗じて得た額とする。⑥②

一 規則第36条第1項第1号に該当する場合にあっては100分の80(規則第37条第1項ただし書の規定により延長された期間中においては100分の60)

二 規則第36条第1項第2号に該当する場合で、休職期間が1年を超えないときにあっては100分の80、1年を超えるとときにあっては、1年間は100分の80、その後は100分の60

三 規則第36条第1項第3号又は第4号に該当する場合にあっては、その都度定める割合

2 職責手当は、規則第36条第1項の規定により休職を命ぜられた後引き続き第8条第1項に規定する職にある職員には支給しない。

3 規則第36条第1項の規定により休職を命ぜられた職員で同項第4号に該当する者に対する当該休職期間中における単身赴任手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額は、その都度定める額とし、規則第36条第1項の規定により休職を命ぜられた職員で同項第1号、第2号又は第3号に該当する者に対しては、単身赴任手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。⑫

(退職者等の本給等)

第17条 月の末日以外の日において規則第39条第4号に該当することにより解雇され、又は死亡した職員に対する当月分の本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当は、その月の末日まで支給する。⑥⑫②③⑨

2 月の末日以外の日において規則第31条第2項の規定により、若しくは規則第39条第1号から第3号までの一に該当することにより解雇され、規則第41条第1号若しくは第2号に該当することにより退職し、又は規則第54条の規定により免職の懲戒を受けた職員に対する当月分の本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当にあっては解雇され、退職し、規則第42条、第43条若しくは第43条の2に定める期間が満了したことにより退職し、又は免職となった日まで支給する。⑥⑫②③⑨⑪

(日割計算の方法)

第18条 本給、扶養手当、職責手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当又は資格手当を支給する場合で月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のおけるその月分の本給、扶養手当、職責手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当又は資格手当の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の数(再雇用短時間勤務職員にあっては、これらの日に規則第8条第5項により定められた休日を加えた数)を差し引いた日数を基礎として、日割により計算する。⑥⑫⑬⑯②④⑦

(時間外勤務手当及び深夜勤務手当)

第19条 時間外勤務手当は、規則第10条の規定により規則第6条に規定する勤務時間外の時間若しくは同条第4項により別に定められた勤務時間外の時間若しくは規則第8条に規定する

休日又は規則第11条の規定により定められた休日（以下「正規の勤務時間外」という。）に勤務をすることを命ぜられた職員に支給するものとし、その額は、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。⑧⑫⑬⑮

一 規則第8条に規定する休日又は規則第11条の規定に基づき定められた休日以外の日における勤務 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

三 前2号にかかわらず、月の初日からその月の末日までの正規の勤務時間外に勤務した時間が60時間を超えてした勤務 100分の150

2 規則第21条の2第4項に基づく職員の給与の調整は、職員が受けた代替休暇（規則第21条の2第1項の規定により職員が受けられる休暇をいう。以下同じ。）の時間数に第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を当該代替休暇を取得した翌月の給与から控除することにより行う。⑬

3 規則第8条第2項又は第3項の規定により休日を他の日又は他の半日に振り替えた場合に、当該振り替える日に勤務した時間を含む当該日の属する週の勤務時間が規則第6条第1項に規定する勤務時間を超えることとなる職員には、当該振り替える日の1日又は半日の勤務をした時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25の割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。⑫⑬⑮

4 規則第11条の規定に基づき定められた休日を他の日又は他の半日に振り替えた場合に、当該振り替える日に勤務した時間を含む当該日の属する4週間を平均した1週間の勤務時間が規則第11条に基づき定められた勤務時間を超えることとなる職員には、当該振り替える1日又は半日に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25の割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。⑫⑬

5 再雇用短時間勤務職員が、規則第8条第5項に規定する休日以外の日において、規則第6条第4項により別に定められた勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における規則第6条第4項により別に定められた勤務時間との合計が、規則第6条第2項に規定する勤務時間に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。⑫⑬

6 深夜勤務手当は、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給するものとし、その額は、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。⑧⑫⑬

7 役付職員には、第1項から第4項までに規定する時間外勤務手当は支給しない。⑫⑬
（管理職員特別勤務手当）

第20条 管理職員特別勤務手当は、役付職員が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により規則第8条に定める休日又は規則第11条の規定により定められた休日（次項において「休日」という。）に勤務をした場合に支給する。⑮⑯

2 前項に規定する場合のほか、役付職員が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（休日に含まれる時間を除く。）であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。⑮⑯

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。②⑥

一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において別に定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

二 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。②⑥

(特殊勤務手当)

第21条 特殊勤務手当の種類及び支給の内容は、別に定める。

(特地勤務手当)

第21条の2 生活の著しく不便な地に所在する事務所として別に定めるもの(以下「特地事務所」という。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。⑫

2 特地勤務手当の月額、本給及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内において別に定める。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第21条の3 職員が異動等に伴って住居を移転した場合において、当該異動等の直後に勤務する事務所が特地事務所又は別に定めるこれに準ずる事務所に該当するときは、当該職員に特地勤務手当に準ずる手当を支給する。⑫

2 特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員の範囲、支給額その他特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(通勤手当)

第22条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。⑧

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。⑬⑭④⑤

④⑤

- 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第6項において「運賃等相当額」という。) ④⑦
 - 二 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて別に定める額(再雇用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員に限る。)にあつては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額) ④⑥④⑦
 - 三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 勤務する事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に勤務することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ④⑤④⑦
- 一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)
 - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たに別表第1に定める職員本給表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。 ④⑤
- 5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が別に定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(別に定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ④⑦
- 一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として別に定める額
 - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額
- 6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合に

においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。④⑤④⑦

7 通勤手当は、支給単位期間(別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として別に定める場合にあつては、その翌月)の別に定める日に支給する。④⑤④⑦

8 通勤手当を支給される職員につき、解雇及び退職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。④⑤

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で事実発生日から毎月の応当日の前日までの1箇月を単位として別に定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。④⑤④⑦

10 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。④⑤

(資格手当)

第22条の2 資格手当は、法令により機構として選任を義務付けられている資格を有する者として選任された職員その他別に定める職員に対し、別に定めるところにより支給する。④⑦

(業績手当)

第23条 業績手当は、原則として毎年7月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職する職員に対し、その都度定める日に支給する。⑧

2 職員の業績手当の額は、次に掲げる額の合計額とする。⑥⑬⑯⑳㉑㉒

一 それぞれの基準日現在において職員が受けるべき本給、扶養手当、地域手当及び広域異動手当の月額並びに本給、地域手当及び広域異動手当の月額に各等級に応じた別に定める割合を乗じて得た額(以下「加算額」という。)に別に定める支給割合を乗じて得た額に別に定める在職期間の割合を乗じて得た額

二 それぞれの基準日現在において職員が受けるべき本給及び職責手当の月額並びに加算額に別に定める支給割合を乗じて得た額に別に定める勤務成績に応じた割合を乗じて得た額

3 前2項に定めるもののほか、業績手当に関し必要な事項は、別に定める。⑯⑰

(在勤手当)

第24条 在勤手当の種類及び支給の内容は、別に定める。⑦⑧

(勤務1時間当たりの給与額)

第25条 この規程における職員の勤務1時間当たりの給与額は、本給及び職責手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の月額並びに第21条の規定に基づき別に定められる特殊勤務手当のうち寒冷地手当の月額の合計額を、別に定める1年間における労働時間を12で除して得たもので除して得た額とする。

⑥⑦⑧⑫⑬⑭⑮

(端数の処理)

第26条 この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数の処理は、国等

の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところに準じて行う。⑦⑧

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から実施する。
- 2 水資源開発公団職員給与規程（水公規程昭和38年第12号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 この規程の実施の日（以下「実施日」という。）における第4条第1項に規定する職員本給表に定める職員の等級は、原則として実施日の前日における旧規程により定められていたその者の等級と同一とし、その本給月額、実施日の前日における旧規程により定められていたその者の本給月額を100分の106で除した額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。以下「実施日の前日の本給月額」という。）と同じ額（同じ額の本給月額がないときは当該本給月額の直近上位の本給月額）とする。
- 4 削除④
- 5 削除③⑤
- 6 水資源開発公団（以下「公団」という。）の主たる事務所（以下「公団本社」という。）の所在地を平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律（平成14年法律第57号）第3条の規定により変更した日（以下「公団本社の移転の日」という。）の前日、現に公団本社に勤務していた職員で、公団本社の移転の日以降引き続き公団本社に勤務し、公団の解散の際、現に公団本社に勤務し、引き続いて機構の職員となり機構の主たる事務所（以下「機構本社」という。）に勤務する者については、第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、一定の期間（以下「特定期間」という。）、本給、扶養手当及び職責手当の月額合計額に100分の12を別表第4に定める埼玉県さいたま市の支給割合に至るまで別に定めるところにより段階的に引き下げた割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。⑥
- 7 特定期間において機構本社に新たに勤務することとなった者については、第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、本給、扶養手当及び職責手当の月額合計額に100分の10を別表第4に定める埼玉県さいたま市の支給割合に至るまで段階的に引き下げた割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。⑥
- 8 第9条第1項に規定する事務所に勤務することとなった職員が、特定期間において機構本社へ異動した場合（当該職員が当該異動の日の前日に勤務していた事務所に引き続き6箇月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）において、当該期間における機構本社に係る前項の規定による地域手当の支給割合（以下この項において「機構本社の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に勤務していた事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に規定する割合をいい別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が機構本社の支給割合以下となるときは、

当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。)、本給、扶養手当及び職責手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間にさらに機構本社を異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、別に定めるところによる。①⑥

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。)

二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)
異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

- 9 附則第6項又は第7項の規定の適用を受ける職員が機構本社を異動した場合(当該職員が機構本社に引き続き6箇月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。)において、当該異動の直後に勤務する事務所に係る地域手当の支給割合(第9条第2項に規定する割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。)が、機構本社に係る同項の規定による当該異動の日の地域手当の支給割合に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に勤務する事務所が第9条第1項に規定する事務所に該当しないこととなる時は、当該職員には、前項ただし書又は次項の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、第9条第1項及び第2項又は前項若しくは次項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合以下になるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、本給、扶養手当及び職責手当の月額合計額に当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間にさらに勤務する事務所を異にして異動した場合におけるその職員に対する地域手当の支給については、別に定めるところによる。①⑥

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 機構本社に係る附則第6項又は第7項の規定による地域手当の支給割合(次号において「みなし特例支給割合」という。)

二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)
みなし特例支給割合に100分の80を乗じて得た割合

- 10 国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人(機構を除く。)その他これに準ずる法人で別に定めるものに使用される者(以下「国家公務員等」という。)であった者が、引き続き機構の職員となった場合において、任用の事情、当該勤務することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前2項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。⑥

- 11 公団解散の際、公団の職員として在職し、旧規程第8条の3の規定により特別都市手当を支給されていた職員で、引き続き機構の職員となった者については、同条に規定する職員たる要件を具備するに至った日から起算して3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日までの間、第9条又は前5項の規定にかかわらず、本給、扶養手当及び職責手当の

月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該日から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日までの間にさらに勤務する事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、別に定めるところによる。①⑥

一 当該要件を具備するに至った日から3年を経過する日又は平成17年3月31日のいずれか早い日までの期間 旧規程第8条の3の規定により支給されていた特別都市手当の割合に100分の6を加えた支給割合

二 当該要件を具備するに至った日から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 旧規程第8条の3の規定により支給されていた特別都市手当の割合に100分の6を加えた支給割合に100分の80を乗じて得た割合

12 平成17年4月1日から平成17年6月30日までの間における別表第1の5等級、6等級、7等級及び8等級の職員の第4条第1項に規定する本給の月額は、同項の規定にかかわらず、同表に定める本給表に掲げる定額に加算額を加えて得た額から、その額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

④

13 平成17年7月1日から平成20年3月31日までの間における職員の第4条第1項に規定する本給の月額は、同項の規定にかかわらず、別表第1に定める本給表に掲げる定額に加算額を加えて得た額から、その額に次の各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、平成13年4月1日以降、規則第31条第1項に規定する新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。）を除く。④⑥

一 平成17年7月1日から平成18年3月31日まで 100分の3

二 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の4

三 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の5

14 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における職員（次項及び第16項に規定する者を除く。）の第4条第1項に規定する本給の月額は、同項の規定にかかわらず、職員本給表に定める額から、その額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、平成25年4月1日以降、新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。）を除く。

⑫⑭⑯⑱⑳㉑㉒

15 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。）の第4条第1項に規定する本給の月額は、同項及び前項の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、職員本給表に定める額から、その額に100分の4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。⑫⑭⑯⑱⑳㉑㉒

16 平成15年4月1日から平成25年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。）の第4条第1項に規定する本給の月額は、附則第14項の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、職員本給表に定める額から、その額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。⑱㉑㉒

- 17 職員に対する平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間の第9条第2項に定める支給割合は、同項の規定にかかわらず、別表第4に定める支給割合に100分の20を乗じて得た割合を減じるものとする。⑩⑪⑫⑬
- 18 平成26年4月1日から令和9年3月31日までの間、第9条第3項及び第4項の規定にかかわらず、同項の規定は適用しない。ただし、国家公務員等であった者で平成26年4月1日以降、引き続き機構の職員となった者（独立行政法人水資源機構職員退職手当支給規程（水機規程平成15年度第13号）第15条に規定する国等の機関（以下「国等の機関」という。）に規則第35条に規定する出向を命ぜられ、機構を退職し、引き続いて国等の機関に在職した後引き続いて新たに機構の職員となった者を除く。）を除く。⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- 19 別表第1の6等級以上の職員（以下「特定職員」という。）に対する附則第14項の適用については、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、同項中「100分の5」とあるのは「100分の6.5」とする。⑳㉑㉒
- 20 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、平成13年4月1日以降に新たに職員となった者（国家公務員であった者で引き続き機構の職員かとなった者）を除く。）以外の者に対しては、第6条第1項の規定にかかわらず、同項の規定を適用しない。㉓
- 21 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、平成16年4月1日以降に新たに職員となった者（国家公務員であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。）以外の者に対しては、第6条第1項の規定にかかわらず、同項の規定を適用しない。㉔
- 22 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における職員（再雇用職員を除く。以下第24項までにおいて同じ。）の第4条第1項に規定する本給の月額額は、同項及び附則第14項から第16項までの規定にかかわらず、附則第14項から第16項までの規定により得た額から、その額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。
- ⑲
- | | |
|----------------------|-----------|
| 一 別表第1の1等級から2等級までの職員 | 100分の4.77 |
| 二 別表第1の3等級から6等級までの職員 | 100分の7.77 |
| 三 別表第1の7等級から8等級までの職員 | 100分の9.77 |
- 23 特例期間における再雇用職員の本給の月額額は、第4条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による額から、その額に100分の4.77を乗じて得た額を減じた額とする。㉕
- 24 平成24年7月1日を基準日として支給する業績手当の額は、第23条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額（以下この項において「基準額」という。）から、基準日における次の各号に掲げる職員及び再雇用職員にあっては、基準額に100分の2.8を乗じて得た額を減じた額とする。㉖
- | |
|---------------------------|
| 一 別表第1の3等級13号給から16号給までの職員 |
| 二 別表第1の4等級9号給から18号給までの職員 |
| 三 別表第1の5等級5号給から20号給までの職員 |
| 四 別表第1の6等級から8等級までの職員 |
- 25 特例期間における次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額を減じるものとする。㉗
- | | |
|--------|------------------------|
| 一 職責手当 | 職責手当の月額に100分の10を乗じて得た額 |
|--------|------------------------|

二 業績手当 業績手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

26 業績手当の算定については、附則第22項から第24項まで及び附則第25項第1号の規定は適用しない。①⑨

27 附則第22項から第25項までの規定により給与の支給に当たって減じることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。①⑨

28 平成24年12月1日を基準日として支給する業績手当の額は、第23条第2項の規程にかかわらず、同項の規程により算定される額(以下この項において「基準額」という。)から、基準日における次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、業績手当は支給しない。②⑩

一 平成24年4月1日(同月2日から基準日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される別表第1の等級及び号給がそれぞれ次に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき本給、扶養手当、職責手当、地域手当、住宅手当、単身赴任手当(第11条第2項に規定する別に定める額を除く。)、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の月額合計額に100分の0.31を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(このうち、別に定める期間がある場合は、当該月数から当該期間の属する月の数を減じた月数)を乗じて得た額

イ 別表第1の1等級及び2等級

ロ 別表第1の3等級1号給から12号給まで

ハ 別表第1の4等級1号給から8号給まで

二 別表第1の5等級1号給から4号給まで

二 平成24年7月1日において減額改定対象職員であった者の附則第25項の規定により支給された業績手当の額に100分の0.31を乗じて得た額

29 前項の場合における附則第22項の規定の適用については、同項中「7月1日」とあるのは「4月1日」とする。②⑩

30 附則第28項の規定により業績手当の支給に当たって減じることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。②⑩

31 平成26年4月1日(以下この項及び次項において「切替日」という。)におけるその者が属する職員本給表に定める等級は、原則として、切替日の前日においてその者が属していたこの規程による改正前の独立行政法人水資源機構職員給与規程(水機規程平成15年度第12号)第4条第1項に規定する職員本給表(以下この項及び次項において「切替前の職員本給表」という。)に定められていた等級と同一の等級とする。②⑪

32 切替日の前日において切替前の職員本給表の適用を受けていた職員の切替日における本給月額、切替前の職員本給表により定められていたその者の本給月額(以下この項において「旧本給月額」という。)を100分の106で除した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。)と同額(職員本給表に同額の本給月額がないときは当該本給月額の直近上位の本給月額)とする。ただし、次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める額とする。②⑪

- 一 切替前の職員本給表の 1 等級 1 号給から 10 号給までの職員及び切替前の職員本給表の 2 等級 1 号給から 4 号給までの職員 旧本給月額と同額（職員本給表に同額の本給月額がないときは当該本給月額の直近上位の本給月額）
- 二 切替前の職員本給表の 2 等級 5 号給の職員 旧本給月額を 100 分の 101 で除した額（100 円未満の端数が生じたときは、これを 100 円に切り上げる。）と同額（職員本給表に同額の本給月額がないときは当該本給月額の直近上位の本給月額）
- 三 切替前の職員本給表の 2 等級 6 号給の職員 旧本給月額を 100 分の 103 で除した額（100 円未満の端数が生じたときは、これを 100 円に切り上げる。）と同額（職員本給表に同額の本給月額がないときは当該本給月額の直近上位の本給月額）
- 四 切替前の職員本給表の 2 等級 7 号給の職員 旧本給月額を 100 分の 105 で除した額（100 円未満の端数が生じたときは、これを 100 円に切り上げる。）と同額（職員本給表に同額の本給月額がないときは当該本給月額の直近上位の本給月額）
- 五 切替前の職員本給表の 3 等級 3 号給の職員 旧本給月額を 100 分の 102 で除した額（100 円未満の端数が生じたときは、これを 100 円に切り上げる。）と同額（職員本給表に同額の本給月額がないときは当該本給月額の直近上位の本給月額）
- 六 切替前の職員本給表の 3 等級 4 号給の職員 旧本給月額を 100 分の 104 で除した額（100 円未満の端数が生じたときは、これを 100 円に切り上げる。）と同額（職員本給表に同額の本給月額がないときは当該本給月額の直近上位の本給月額）
- 33 職員が平成 26 年 4 月 1 日に昇格した場合における第 6 条第 4 項の適用については、同項中「昇格した前日」とあるのは、「平成 26 年 4 月 1 日」とする。㉔
- 34 職員が平成 26 年 4 月 1 日に降格した場合における第 6 条第 5 項の適用については、同項中「降格した前日」とあるのは、「平成 26 年 4 月 1 日」とする。㉔
- 35 平成 26 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日までの間における第 4 条第 1 項に定める職員の本給は、理事長が別に定めるところにより、当該職員の勤務成績に応じ、それを増額し、又は減額することができる。㉔
- 36 第 9 条の 2 の規定は、平成 23 年 4 月 2 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に職員がその勤務する事務所を異にして異動した場合又は職員の勤務する事務所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第 1 項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成 26 年 4 月 1 日から当該異動等の日以後」とする。㉔
- 37 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における第 4 条第 1 項及び独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成 26 年度第 37 号。以下この項において「平成 26 年度改正規程」という。）附則第 2 項の規定により支給する本給の月額は、第 4 条第 1 項及び平成 26 年度改正規程附則第 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を減じた額とする。㉔㉕
 - 一 平成 14 年 3 月 31 日以前に新たに職員となった者及び国家公務員等であった者で引き続き職員となった者 第 4 条第 1 項及び平成 26 年度改正規程附則第 2 項の規定により支給する本給の月額に 100 分の 5（特定職員にあっては、55 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、100 分の 6.5）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

- 二 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。） 第4条第1項及び平成26年度改正規程附則第2項の規定により支給する本給の月額に100分の4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 三 平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。） 第4条第1項及び平成26年度改正規程附則第2項の規定により支給する本給の月額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 四 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。） 第4条第1項及び平成26年度改正規程附則第2項の規定により支給する本給の月額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 五 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。） 第4条第1項及び平成26年度改正規程附則第2項の規定により支給する本給の月額に100分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 38 第9条第3項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び平成28年3月31日において第9条第1項の規定の適用を受けている職員が平成28年4月1日にその勤務する地域を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する第9条第3項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する事務所に勤務する」とあるのは、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成27年度39号）による改正前の別表第4に定める地域に所在する事務所に勤務する」とする。㊸
- 39 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成28年度第22号）による改正後の規程（以下「平成28年度改正規程」という。）第7条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、平成28年度改正規程第7条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（職員本給表の適用を受ける職員でその等級が8等級であるもの（以下「8等級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第5項中「扶養親族（9等級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9等級以上職員から9等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（9等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件

を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、第6項中「扶養親族（9等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9等級以上職員から9等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9等級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「9等級以上職員以外の職員から9等級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9等級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（9等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「職員の扶養親族」と、第7項中「第1号、第3号又は第4号」とあるのは「第1号又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号」と、「第2号及び第5号から第7号までのいずれか」とあるのは「第2号若しくは第7号又は扶養手当を受けている職員について第5項第4号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（9等級以上職員あつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。^{③〇}

- 40 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、平成28年度改正規程第7条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、平成28年度改正規程第7条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（職員本給表の適用を受ける職員でその等級が8等級であるもの（以下「8等級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第5項中「扶

養親族（９等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、９等級以上職員から９等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合９等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第２号中「場合及び９等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第６項中「扶養親族９等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、９等級以上職員から９等級以上職員以外の職員になった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が９等級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「９等級以上職員以外の職員から９等級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が９等級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（９等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「職員の扶養親族」と、第７項中「第１号、第３号又は第４号」とあるのは「第１号」と、「第２号及び第５号から第７号までのいずれか」とあるのは「第２号又は第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第二号中「扶養親族（９等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。③〇

- 41 平成31年４月１日から平成32年３月31日までの間は、平成28年度改正規程第７条第１項ただし書並びに第７項第３号及び第５号の規定は適用せず、平成28年度改正規程第７条第３項及び第５項から第７項までの規定の適用については、第３項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が８等級」とあるのは「が８等級以上」と、「８等級職員」とあるのは「８等級以上職員」と、「前項第２号」とあるのは「同項第２号」と、第５項中「扶養親族（９等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、９等級以上職員から９等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（９等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第２号中「場合及び９等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第６項中「扶養親族（９等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、９等級以上職員から９等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が９等級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「９等級以上職員以外の職員から９等級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が９等級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（９等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「職員の扶

養親族」と、第7項中「第1号、第3号又は第4号」とあるのは「第1号又は第4号」と、「第2号及び第5号から第7号のいずれか」とあるのは「第2号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（9等級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。③②

42 平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間における第4条第1項及び独立行政法人水資源機構職員の地域勤務に関する規程（水機規程平成16年度第50号。以下「地域勤務規程」という。）第5条の規定により支給する本給の月額、第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を減じた額とする。③②③④③⑦③⑧③⑨④⑧

一 平成14年3月31日以前に新たに職員となった者及び国家公務員等であった者で引き続き職員となった者 第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定により支給する本給の月額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

二 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。） 第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定により支給する本給の月額に100分の4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

三 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。） 第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定により支給する本給の月額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

四 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。） 第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定により支給する本給の月額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

五 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。） 第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定により支給する本給の月額に100分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

43 令和9年4月1日までに60歳に到達している者（国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。）については、附則第53項の規定は、適用しない。③②③④③⑦③⑧③⑨④③④⑤④⑧

44 削除④⑧

45 職員の本給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以降、当該職員に適用される職員本給表の本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上の100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。④①

46 前項の規定は、独立行政法人水資源機構役職定年に関する規程（水機規程令和4年度第34号。以下「役職定年規程」という。）第4条の規定により、特定日以降も引き続き管理職等（役職定年規程第2条第1項第1号に規定する管理職等をいう。以下同じ。）を占める職員には適用しない。④①

- 47 役職定年規程第3条の規定により、管理職から管理職以外の職に降職した職員であって、特定日に附則第45項の規定により当該職員の受ける本給月額（以下この項において「特定日本給月額」という。）が、特定日の前日に当該職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上の100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、附則第45項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。④①
- 48 前項の規定による本給の額と当該本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が、当該職員の属する等級における最高の号給の本給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中、「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「当該職員の属する等級における最高の号給の本給月額と当該職員の受ける本給月額」とする。④①
- 49 附則第47項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当該職員の受ける本給月額のほか、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。④①
- 50 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における職員の第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定により支給する本給の月額、第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定にかかわらず、第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定により支給する本給の月額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、平成14年4月1日以降に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。）を除く。④④⑧
- 51 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における職員の第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定により支給する本給の月額は、第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定にかかわらず、第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定により支給する本給の月額に100分の4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、平成14年4月1日以降に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。）を除く。④③④⑧
- 52 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における職員の第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定により支給する本給の月額は、第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定にかかわらず、第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定により支給する本給の月額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、国家公務員等であった者から引き続き機構の職員となった者（復帰職員を除く。）及び平成14年4月1日以降に新たに職員となった者（復帰職員を除く。）を除く。④⑤④⑧
- 53 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における職員の第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定により支給する本給の月額は、第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定にかかわらず、第4条第1項及び地域勤務規程第5条の規定により支給する本給の月額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、国家公務員等であった者から引き続き機構の職員となった者（復帰職員を除く。）及び平成14年4月1日以降に新たに職員となった者（復帰職員を除く。）を

除く。④⑧

附 則 ①

- 1 この規程は、平成15年12月18日から実施する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から実施する。
 - 一 第7条、第10条、別表第1及び別表第2の改正規定 平成16年1月1日
 - 二 第9条、附則第8項、第9項及び第10項の改正規定 平成16年4月1日
- 2 平成15年12月1日に在職する職員に対し支給する業績手当（以下「12月期業績手当」という。）の額は、第22条第2項の規定にかかわらず、この規程により算定される12月期業績手当の額（以下この項において「基準額」という。）から第1号及び第2号に掲げる額（水資源開発公団（以下「公団」という。）の職員として在職した職員については、次の各号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期業績手当は支給しない。
 - 一 平成15年10月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において、職員が受けるべき本給、扶養手当、職責手当、調整手当、住宅手当、単身赴任手当（第11条第2項に規定する別に定める額を除く。）及び独立行政法人水資源機構特殊勤務手当に関する規程（水機規程平成15年度第24号第2条第1号に規定する現場勤務手当のうち同規程第3条第2項の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年10月から12月までの月数（同年10月1日から12月31日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、その他別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 基準額に100分の1.07を乗じて得た額
 - 三 平成15年4月1日（同月2日から同年9月30日までの間に新たに公団の職員となった者にあつては、新たに公団の職員となった日）において、この規程による改正前の独立行政法人水資源機構職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）附則第2項の規定による廃止前の水資源開発公団職員給与規程（以下「旧規程」という。）の規定により、公団の職員が受けるべき本給、扶養手当、役職手当、特別都市手当、住宅手当及び単身赴任手当（旧規程第8条の5第2項に規定する別に定める額を除く）の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から9月までの月数（同年4月1日から9月30日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、その他別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 四 公団において、旧規程の規定により平成15年の夏季に支給された特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額
- 3 前項に定めるもののほか、12月期業績手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 この規程による第9条改正規定の実施の際現に改正前の規程第9条の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第9条の適用については、第9条第3項中「場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に勤務していた事務所に引き続

き6箇月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「いい、別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、「当該異動等の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と「2年を経過する日」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第4項中「前項」とあるのは「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成15年度第44号）附則第4項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

- 5 この規程による附則第8項及び第9項の改正規定の実施の際現に改正前の規程附則第8項及び第9項の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する改正後の規程附則第8項及び第9項の適用については、附則第8項中「場合（当該職員が当該異動の日の前日に勤務していた事務所に引き続き6箇月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、「当該異動の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と「2年を経過する日」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、附則第9項中「場合（当該職員が機構本社に引き続き6箇月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、附則第10項中「前2項」とあるのは「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成15年度第44号）附則第5項の規定により読み替えて適用される前2項」とする。

附 則 ②

この規程は、平成16年4月1日から実施する。

附 則 ③

- 1 この規程は、平成16年7月1日から実施する。
- 2 この規程の実施する日（以下「実施日」という。）の前日において別表第1に定める本給表（以下「本給表」という。）の等級が、6等級、7等級又は8等級である職員の実施日における本給表の号給は別に定める。

附 則 ④

- 1 この規程は、平成17年4月1日から実施する。

附 則 ⑤

- 1 この規程は、平成17年12月1日から実施する。
- 2 平成17年12月1日に在職する職員に対し支給する業績手当（以下「12月期業績手当」という。）の額は、第22条第2項の規定にかかわらず、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程の規定により算定される12月期業績手当の額（以下この項において「基

準額」という。)から次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期業績手当は支給しない。

一 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において、職員が受けるべき本給、扶養手当、職責手当、調整手当、住宅手当、単身赴任手当(第11条第2項に規定する別に定める額を除く。)及び独立行政法人水資源機構特殊勤務手当に関する規程(水機規程平成15年度第24号)第2条第1号に規定する現場勤務手当のうち同規程第3条第2項の月額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、その他別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成17年7月に支給された業績手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

3 前項に定めるもののほか、12月期業績手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 ⑥

1 この規程は、平成18年4月1日から実施する。

2 次の各号に掲げる期間の間に在職する職員(平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間に新たに職員となった者(国家公務員等であつた者で、機構職員となった者を除く。以下「平成13年度以降採用職員」という。)を除く。)に対し支給する本給の月額は、第4条第1項及び附則第13項の規定にかかわらず、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程の規定による職員本給表に定める定額に加算額を加えた額(以下「改定後の本給月額」という。)が改正前の独立行政法人水資源機構職員給与規程を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額(以下「改定前の本給月額」という。)に達しないこととなる場合には、改定後の本給月額に改定前の本給月額と改定後の本給月額の差額に相当する額を加えて得た額(以下「みなし本給月額」という。)から、みなし本給月額に次の各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

一 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の4

二 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の5

3 独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程(水機規程平成17年度33号)の施行の際現に改正前の規程第9条第3項、附則第8項及び第9項の規定の適用を受けている職員及び平成18年3月31日において改正前の規程第9条第1項、第2項、附則第6項及び第7項の規定の適用を受けている職員が平成18年4月1日にその勤務する地域を異にして異動した場合における当該職員については、次の表の規定の欄に掲げる規定を適用するときは、これらの規定中同表の読み替えられる字句の欄に掲げる字句は、同表の読み替える字句の欄に掲げる字句に読み替えるものとする。⑫

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条 第3項	第1項に規定する地域に勤務する	独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程(水機規程平成17年度33号。以下「平成17年度33号改正規程という」)

		による改正前の別表第4に定める地域に勤務する
	当該異動等の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合（前項に規定する割合）	当該異動等の日の前日に勤務していた地域に係る調整手当の支給割合（平成17年度33号改正規程による改正前の別表第4に定める支給割合）
附則 第8項	第1項に規定する地域に勤務する	平成17年度33号改正規程による改正前の別表第4に定める地域に勤務する
	当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項に規定する割合）	当該異動等の日の前日に勤務していた地域に係る調整手当の支給割合（平成17年度33号改正規程による改正前の別表第4に定める支給割合）

附 則 ⑦

この規程は、平成18年6月1日から実施する。

附 則 ⑧

この規程は、平成19年3月1日から実施する。

附 則 ⑨

この規程は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 ⑩

この規程は、平成19年7月1日から実施する。

附 則 ⑪

- この規程は、平成19年12月7日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に在職する職員（平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で、機構職員となった者を除く。以下「平成13年度以降採用職員」という。）を除く。）に対し支給する本給の月額、第4条第1項、附則第13項及び独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第33号。以下「平成17年度第33号改正規程」という。）附則第2項の規定にかかわらず、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程の規定による職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（以下「改定後の本給月額」という。）が独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（以下「改定前の本給月額」という。）に達しないこととなる場合には、改定後の本給月額に改定前の本給月額と改定後の本給月額の差額に相当する額を加えて得た額（以下「みなし本給月額」という。）から、みなし本給月額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。
- 平成19年4月1日以降において、平成18年3月31日に属していた等級（以下「基準等級」という。）より下位の等級に降格をした職員に対する第2項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（以下「改

定前の本給月額」という。）」とあるのは「平成13年3月31日において当該降格後の等級に降格したものとした場合（平成18年3月31日以降に、基準等級より下位の等級への降格を2回以上した場合にあっては、平成18年3月31日にそれらの降格を順次したものとした場合）に独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（以下「改定前の本給月額」という。）」とする。⑫

- 4 平成18年3月31日以前を含む期間に係る規則第36条第1項の規定による休職を命ぜられ、規則第35条の規定による出向を命ぜられ、規則第25条の規程による育児休業をし、又は規則第22条に定める介護休暇若しくは傷病による欠勤のため引き続き勤務していなかった職員が、平成19年4月1日以降に復職し、復帰し、又は再び勤務するに至った場合において、別に定めるところにより本給月額の調整をした当該職員に対する第2項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（以下「改定前の本給月額」という。）」とあるのは「平成18年3月31日に、別に定めるところにより本給月額の調整をしたものとした場合に独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（以下「改定前の本給月額」という。）」とする。⑫

- 5 国家公務員等であった者で平成19年4月1日以降、引き続き機構の職員となった者に対する第2項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（以下「改定前の本給月額」という。）」とあるのは「平成18年3月31日に機構の職員となったものとみなして独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（以下「改定前の本給月額」という。）」とする。⑫

- 6 平成19年4月1日からこの規程の制定の日の前日までの間にこの規程による改正前の独立行政法人水資源機構職員給与規程の規定に基づいて職員に支払われた給与は、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。⑫

附 則 ⑫

- 1 この規程は、平成20年4月1日から実施する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程（水機規程平成15年度第12号。以下「給与規程」という。）第19条第2項及び第3項の規定は、平成20年1月1日から適用する。⑰
- 2 平成20年4月1日から平成21年11月30日までの間に在職する職員（平成13年4月1日から平成21年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。）を除く。）に対し支給する本給の月額は、この規程による改正後の給与規程第4条第1項及び附則第14項の規定にかかわらず、独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成19年度第19号）の規定による職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（この項において「改定後の本給月額」という。）が独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用し

て平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（この項において「改定前の本給月額」という。）に達しないこととなる場合には、改定後の本給月額に改定前の本給月額と改定後の本給月額の差額に相当する額を加えて得た額（この項において下「みなし本給月額」という。）から、みなし本給月額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。⑭⑮⑯⑰

- 3 平成21年12月1日から平成22年11月30日までの間における職員（平成13年4月1日から平成22年11月30日までの間に新たに職員となった者（国家公務員であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。）を除く。）の給与規程第4条第1項に規定する本給の月額は、この規程による改正後の給与規程第4条第1項及び附則第14項の規定にかかわらず、独立行政法人水資源機構職員給与規程、独立行政法人水資源機構職員の地域勤務に関する規程及び独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程（水機規程平成21年度第16号）の規定による職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（以下「平成21年度改定後の本給月額」という。）が独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.76を乗じて得た額（以下「平成21年度調整本給月額」という。）に達しないこととなる場合には、平成21年度改定後の本給月額に平成21年度調整本給月額と平成21年度改定後の本給月額の差額に相当する額を加えて得た額（以下「平成21年度みなし本給月額」という。）から、平成21年度みなし本給月額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。⑭⑮⑯⑰

- 4 平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間における職員（平成13年4月1日から平成23年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。）を除く。）の給与規程第4条第1項に規定する本給の月額は、この規程による改正後の給与規程第4条第1項及び附則第14項の規定にかかわらず、独立行政法人水資源機構職員給与規程等の一部を改正する規程（水機規程平成22年度第21号）の規定による職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（以下「平成22年度改定後の本給月額」という。）が独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）に達しないこととなる場合には、平成22年度改定後の本給月額に平成22年度調整本給月額と平成22年度改定後の本給月額の差額に相当する額を加えて得た額（以下「平成22年度みなし本給月額」という。）から、平成22年度みなし本給月額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。⑰

- 5 平成20年4月1日以降において、平成18年3月31日に属していた等級（以下「基準等級」という。）より下位の等級に降格をした職員に対する前項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）」とあるのは、「平成18年3月31日において当該降格後の等級に降格したものとした場合（平成18年3月31日以降に、基準等級より下位の等級への降格を2回以上した場合にあっては、平成18年3月31日にそれ

らの降格を順次したものとした場合)に独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程(水機規程平成17年度第16号)を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額(以下「平成22年度調整本給月額」という。))とする。⑰

- 6 平成18年3月31日以前を含む期間に係る規則第36条第1項の規定による休職を命ぜられ、規則第35条の規定による出向を命ぜられ、規則第25条の規定による育児休業をし、又は規則第22条に定める介護休暇若しくは傷病による欠勤のため引き続き勤務していなかった職員が、平成20年4月1日以降に復職し、復帰し、又は再び勤務するに至った場合において、別に定めるところにより本給月額の調整をした当該職員に対する附則第4項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程(水機規程平成17年度第16号)を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額(以下「平成22年度調整本給月額」という。))とあるのは、「平成18年3月31日に、別に定めるところにより本給月額の調整をしたものとした場合に独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程(水機規程平成17年度第16号)を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額(以下「平成22年度調整本給月額」という。))とする。⑰
- 7 国家公務員等であった者で平成20年4月1日以降、引き続き機構の職員となった者に対する附則第4項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程(水機規程平成17年度第16号)を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額(以下「平成22年度調整本給月額」という。))とあるのは、「平成18年3月31日に機構の職員となったものとみなして独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程(水機規程平成17年度第16号)を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額(以下「平成22年度調整本給月額」という。))とする。⑰
- 8 独立行政法人水資源機構職員給与規程別表第1の6等級、7等級及び8等級の職員(以下「特定職員」という。)に対する附則第4項の適用については、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、同項中、「100分の5」とあるのは「100分の6.5」とする。⑰
- 9 平成23年4月1日以降における職員(平成13年4月1日から平成24年3月31日までの間に新たに職員となった者(国家公務員であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。)を除く。)の本給の月額、平成22年度改定後の本給月額が平成22年度調整本給月額に達しないこととなる場合には、平成22年度みなし本給月額から平成22年度みなし本給月額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。⑭⑮⑯⑰
- 10 平成20年1月1日からこの規程の制定の日の前日までの間にこの規程による改正前の独立行政法人水資源機構職員給与規程の規定に基づいて職員に支払われた給与は、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。⑮⑰

附 則 ⑬

この規程は、平成20年7月1日から実施する。

附 則 ⑭

- 1 この規程は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間は、独立行政法人水資源機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第8条第1項に規定する職責手当は、この規程による改正後の給与規程第8条第1項の規定に関わらず、独立行政法人水資源機構就業規則（平成15年度水機規程第11号）第9条に定める職にある職員のほか、本社の秘書役、監査役、参事役、室長補佐及び課長補佐並びに総合技術センターのチーフの職にある職員に対し、支給するものとして給与規程を適用する。

附 則 ⑮

この規程は、平成21年12月1日から実施する。

附 則 ⑯

この規程は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 ⑰

- 1 この規程は、平成22年12月1日から実施する。
- 2 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対するこの規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程（水機規程平成15年度第12号）附則第18項の適用については、同項中「55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「独立行政法人水資源機構職員給与規程等の一部を改正する規程（水機規程平成22年度第21号）の実施の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対するこの規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成19年度第41号）附則第8項の適用については、同項中「55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「独立行政法人水資源機構職員給与規程等の一部を改正する規程（水機規程平成22年度第21号）の実施の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月 1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則 ⑱

- 1 この規程は、平成23年4月1日から実施する。
- 2 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における職員（平成13年4月1日から平成24年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。）を除く。）の独立行政法人水資源機構職員給与規程（水機規程平成15年度第12号。以下「給与規程」という。）第4条第1項に規定する本給の月額、この規程による改正後の給与規程第4条第1項及び附則第14項の規定にかかわらず、職員本給表に定める定額に加算額を加えた額（以下「平成23年度本給月額」という。）が独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）に達しないこととなる場合には、平成23年度本給月額に平成22年度調整本給月額と平成23年度本給月額の差額からその差額に100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額を加えて得た額（以下「平成23年度みなし本給月額」という。）から、平成23年度

みなし本給月額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- 3 平成23年4月1日以降において、平成18年3月31日に属していた等級（以下「基準等級」という。）より下位の等級に降格をした職員に対する前項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）」とあるのは、「平成18年3月31日において当該降格後の等級に降格したものとした場合（平成18年3月31日以降に、基準等級より下位の等級への降格を2回以上した場合にあっては、平成18年3月31日にそれらの降格を順次したものとした場合）に独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用したとしたならば、同日においてうけることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）」とする。
- 4 平成18年3月31日以前を含む期間に係る規則第36条第1項の規定による休職を命ぜられ、規則第35条の規定による出向を命ぜられ、規則第25条の規定による育児休業をし、又は規則第22条に定める介護休暇若しくは傷病による欠勤のため引き続き勤務していなかった職員が、平成23年4月1日以降に復職し、復帰し、又は再び勤務するに至った場合において、別に定めるところにより本給月額の調整をした当該職員に対する附則第2項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）」とあるのは、「平成18年3月31日に、別に定めるところにより本給月額の調整をしたものとした場合に独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）」とする。
- 5 国家公務員等であった者で平成23年4月1日以降、引き続き機構の職員となった者に対する附則第2項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）」とあるのは、「平成18年3月31日に機構の職員となったものとみなして独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）」とする。
- 6 給与規程別表第1の6等級、7等級及び8等級の職員（以下「特定職員」という。）に対する附則第2項の適用については、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、同項中、「100分の5」とあるのは「100分の6.5」とする。

附 則 ⑱

この規程は、平成23年7月1日から実施する。

附 則 ⑳

この規程は、平成24年12月1日から実施する。

附 則 ㉑

この規程は、平成25年4月1日から実施する。

附 則 ㉒

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

附 則 ㉓

この規程は、平成26年7月1日から実施する。

附 則 ㉔

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 ㉕

この規程は、平成27年1月1日から実施する。

附 則 ㉖

- 1 この規程は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き規程別表第1に定める独立行政法人水資源機構職員本給表（以下「職員本給表」という。）の適用を受ける独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の職員（以下単に「職員」という。）及び別表第2に定める独立行政法人水資源機構再雇用職員本給表の適用を受ける機構の職員で、この規程の実施後において、その者の受ける本給（独立行政法人水資源機構職員の地域勤務に関する規程（水機規程平成16年度第50号）第5条の規定の適用を受ける職員の本給を含む。以下同じ。）の月額が同日において受けていた本給の月額に達しないこととなるものには、切替日から平成30年3月31日までの間、本給の月額のほか、その差額に相当する額を本給の月額として支給する。
- 3 切替日から平成28年3月31日までの間における前項の規定により支給する本給の月額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を減じた額とする。
 - 一 平成14年3月31日以前に新たに職員となった者及び国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人（機構を除く。）その他これに準ずる法人で別に定めるものに使用される者（以下「国家公務員等」という。）であった者で引き続き職員となった者 前項の規定により支給する本給の月額に100分の5（職員本給表の6等級以上の職員（以下「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後の最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、100分の6.5）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
 - 二 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。） 前項の規定により支給する本給の月額に100分の4（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
 - 三 平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員

等であった者で引き続き職員となった者を除く。) 前項の規定により支給する本給の月額に100分の3 (その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

四 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に新たに職員となった者(国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。) 前項の規定により支給する本給の月額に100分の2 (その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

五 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に新たに職員となった者(国家公務員等であった者で引き続き職員となった者を除く。) 前項の規定により支給する本給の月額に100分の1 (その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

4 第1条の規定の実施の際現に規程第9条第3項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において第1条の規定による改正前の規程第9条第1項の規定の適用を受けている職員が切替日にその勤務する地域を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する同項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する地域に勤務する」とあるのは、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程(水機規程平成21年度30号)による改正前の別表第4に定める地域に勤務する」とする。

5 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する規程第9条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

6 切替日前に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する規程第9条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

7 切替日から平成28年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の規程第11条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。㉔

附 則 ㉕

1 この規程は、平成28年1月1日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程(水機規程平成15年度第12号。以下「給与規程」という。)は平成27年4月1日から適用する。

2 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 ㉖

この規程は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 ㉗

1 この規程は、平成28年12月1日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程(水機規程平成15年度第12号。以下「給与規程」という。)は平成28年4月1日から適用する。

2 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 ㉘

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

附 則 ③①

- 1 この規程は、平成29年12月1日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程（水機規程平成15年度第12号。以下「給与規程」という。）は平成29年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 ③②

この規程は、平成30年4月1日から実施する。

附 則 ③③

- 1 この規程は、平成30年12月1日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程（水機規程平成15年度第12号。以下「給与規程」という。）は平成30年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 ③④

この規程は、平成31年4月1日から実施する。

附 則 ③⑤

この規程は、令和元年12月1日から実施する。

附 則 ③⑥

- 1 この規程は、令和元年12月1日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程（水機規程平成15年度第12号。以下「給与規程」という。）は平成31年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 ③⑦

- 1 この規程は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 令和2年4月1日（以下「実施日」という。）の前日において、この規程による改正前の給与規程第10条の規定により支給されていた住宅手当の月額が2,000円を超える職員であって、実施日以後においても引き続き当該住宅手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める職員を除く。）に対しては、実施日から令和3年3月31日までの間、この規程による改正後の給与規程第10条の規定にかかわらず、当該住宅手当の月額に相当する額（当該住宅手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住宅手当を支給する。
 - 一 この規程による改正後の給与規程第10条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - 二 旧手当額からこの規程による改正後の給与規程第10条第2項の規定により算出される住宅手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 3 前項に定めるもののほか、同項の規定による住宅手当の支給に関し必要な事項は、別に定

める。

附 則 ③⑧

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 ③⑨

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 ④⑩

- 1 この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程（水機規程平成 15 年度第 12 号。以下「給与規程」という。）は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 ④⑪

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 ④⑫

- 1 この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程（水機規程平成 15 年度第 12 号。以下「給与規程」という。）は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 ④⑬

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 ④⑭

- 1 この規程は、令和 6 年 12 月 10 日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程（水機規程平成 15 年度第 12 号。以下「給与規程」という。）は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 ④⑮

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において給与規程別表第 1 に定める独立行政法人水資源機構職員本給表（以下「職員本給表」という。）の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた等級が改正附則別表に掲げられている等級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた等級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。
- 3 切替日前に昇格をした職員のうち、切替日において職員本給表の適用を受ける職員でその等級が 8 等級以上であるもの（切替日において昇格をした職員を除く。）の新号給については、その者が切替日において当該昇格をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、次に掲げるところにより、必要な調整を行うことができる。
 - 一 その者の切替日前に行われた昇格（職員本給表の 8 等級以上の昇格に限る。）がないもの

とし、かつ、切替日に昇格をしたもの（昇格が2回以上あった場合にあっては、切替日にそれらの昇格が順次あったもの）として得られる号給が前項の規定により決定される新号給より有利な職員については、当該得られる号給をもって、その者の新号給とすることができる。この場合において、調整の際の規程第6条第4項の規定の適用については、切替日前に行われた昇格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を、切替日の前日に受けていたものとみなす。

二 国家公務員であった者（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第1に規定する行政職俸給表（一）の適用を受けていた者で、その職務の級が8級以上の昇格をした者に限る。）から人事交流等により機構の職員となった者にあっては、前号の規定を準用する。

4 切替日に昇格又は降格（以下この項において「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして規程第6条の規定を適用する。

5 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の規程第7条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、職員本給表の適用を受ける職員でその等級が8等級以上であるものに対しては」と、同条第2項中「五 重度心身障害者」とあるのは

「五 重度心身障害者

六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

6 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、この規程による改正後の規程第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、本給、扶養手当及び職責手当の月額の合計額に、別に定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は別に定める。

7 前項の地域手当の級地の区分及び割合（以下この項において「級地区分等」という。）を定めるに当たっては、当該級地区分等が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、段階的な変更を行うものとする。

8 切替日の前日までにこの規程による改正前の規程第9条第3項に規定する異動等のあった職員又は同日までに同条第4項の規定により同条第3項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員（再雇用職員を除く。）については、この規程による改正後の規程第9条第3項の本文中「前項に規定する割合をいう」とあるのは「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程令和6年度第33号。以下この条において「令和6年改正規程」という。）附則第6項の別に定める割合又は前項に規定する割合をいう」と、「前項に規定する割合をいい」とあるのは「令和6年改正規程附則第6項の別に定める割合又は前項に規定する割合をいい」と、「前2項」とあるのは、「前2項又は令和6年改正規程附則第6項」と、「から3年」とあるのは「から2年」と、「変更により」とあるのは、「変更又は令和6年改正規程附則第6項の別に定める級地の区分、同項の別に定

める割合若しくは同項後段の別に定める級地の変更により」と、同項ただし書中「から3年」とあるのは「から2年」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和6年改正規程附則第6項の別に定める級地の区分、同項の別に定める割合若しくは同項後段の別に定める級地の変更」と、同項中「二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合 三 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合」とあるのは「二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合」と、同条第4項中「者から」とあるのは「者が、」と、「となった者又は第3項に規定する異動等に準ずるものとして別に定めるものがあつた」とあるのは「となった」として、同条同項の規定を適用する。

- 9 切替日から令和10年3月31日までの間にこの規程による改正後の規程第9条第3項に規定する異動等のあつた職員又は当該期間に同条第4項の規定により同条第3項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、同条第3項中「前項に規定する割合をいう」とあるのは「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程令和6年度第33号。以下この条において「令和6年改正規程」という。）附則第6項の別に定める割合又は前項に規定する割合をいう」と、「前項に規定する割合をいい」とあるのは「令和6年改正規程附則第6項の別に定める割合又は前項に規定する割合をいい」と、「前2項」とあるのは、「前2項又は令和6年改正規程附則第6項」と、「変更により」とあるのは、「変更又は令和6年改正規程附則第6項の別に定める級地の区分、同項の別に定める割合若しくは同項後段の別に定める級地の変更により、」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和6年改正規程附則第6項の別に定める級地の区分、同項の別に定める割合若しくは同項後段の別に定める級地の変更」として、同条同項の規定を適用する。

- 10 改正後の給与規程第11条第3項及び第22条第4項の規定は、切替日前に新たに機構の職員となった者にも適用する。

- 11 切替日以後に新たに再雇用職員に対して適用されることとなる規程第21条の3の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再雇用職員又は切替日以後に同項に規定する事務所の移転があつた再雇用職員について適用する。

附 則 ④⑥

- 1 この規程は、令和7年12月3日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程（水機規程平成15年度第12号。以下「給与規程」という。）は令和7年4月1日から適用する。

- 2 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 ④⑦

この規程は、令和8年4月1日から実施する。

附 則 ④⑧

この規程は、令和8年4月1日から実施する。ただし、第9条及び第9条の2については、令和9年4月1日から実施する。

附則別表

旧号給	新 号 給							
	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30	5		
47	43	39	39	35	31	5		
48	44	40	40	36	32	5		
49	45	41	41	37	33	5		
50	46	42	42	38	34	5		

51	47	43	43	39	35	5		
52	48	44	44	40	36	6		
53	49	45	45	41	37	6		
54	50	46	46	42	38	6		
55	51	47	47	43	39	6		
56	52	48	48	44	40	6		
57	53	49	49	45	41	6		
58	54	50	50	46	42	6		
59	55	51	51	47	43	6		
60	56	52	52	48	44	6		
61	57	53	53	49	45	6		
62	58	54	54	50	46	7		
63	59	55	55	51	47	7		
64	60	56	56	52	48	7		
65	61	57	57	53	49	7		
66	62	58	58	54	50			
67	63	59	59	55	51			
68	64	60	60	56	52			
69	65	61	61	57	53			
70	66	62	62	58	54			
71	67	63	63	59	55			
72	68	64	64	60	56			
73	69	65	65	61	57			
74	70	66	66	62	58			
75	71	67	67	63	59			
76	72	68	68	64	60			
77	73	69	69	65	61			
78	74	70	70	66	62			
79	75	71	71	67	63			
80	76	72	72	68	64			
81	77	73	73	69	64			
82	78	74	74	70	64			
83	79	75	75	71	64			
84	80	76	76	72	64			
85	81	77	77	73	64			
86	82	78	78	74	64			
87	83	79	79	75	64			
88	84	80	80	76	64			
89	85	81	81	77	64			
90	86	82	82	78	64			
91	87	83	83	79	64			
92	88	84	84	80				
93	89	85	85	81				
94	90	86	86	82				
95	91	87	87	83				
96	92	88	88	84				
97	93	89	89	85				
98	94	90	90	86				
99	95	91	91	87				
100	96	92	92	88				
101	97	93	93	89				
102	98	94	94	90				
103	99	95	95	91				
104	100	96	96	92				

105	101	97	97	93				
106	102	98	98	94				
107	103	99	99	95				
108	104	100	100	96				
109	105	101	101	97				
110	106	102	102	98				
111	107	103	103	99				
112	108	104	104	100				
113	109	105	105	101				
114		106	106	102				
115		107	107	103				
116		108	108	104				
117		109	109	105				
118		110	110	106				
119		111	111	107				
120		112	112	108				
121		113	113	109				
122		114	114	110				
123			115	111				
124			116	112				
125			117	113				
126			118	114				
127			119	115				
128			120	116				
129			121	117				
130			122	118				
131			123	119				
132			124	120				
133			125	121				
134			126	122				
135			127	123				
136			128					
137			129					
138			130					
139			131					
140			132					

別表第1(第4条第1項関係)①③⑤⑥⑪⑮⑰⑲⑳㉑㉒㉔㉖㉗㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶

独立行政法人水資源機構職員本給表

等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	208,400	256,900	293,000	328,100	352,100	388,000	444,600	498,300	554,400	598,300
2	209,600	258,300	294,000	329,700	354,000	389,800	446,600	503,900	561,400	605,700
3	210,900	259,800	295,100	331,200	355,900	391,500	448,600	509,100	566,800	611,800
4	212,000	261,300	296,100	332,700	357,600	393,100	450,500	513,900	571,200	616,900
5	213,200	262,700	297,200	334,100	359,400	394,800	452,400	518,100	574,800	621,100
6	214,900	264,200	298,200	335,300	361,200	396,700	454,200	521,700	578,100	624,100
7	216,600	265,700	299,200	336,300	363,000	398,300	456,100	524,700	581,200	626,700
8	218,300	267,100	300,200	337,600	364,700	400,000	458,000	527,300	583,800	628,600
9	219,900	268,600	301,300	338,800	366,400	401,300	459,700	529,400	585,900	
10	221,700	269,900	302,300	340,500	368,100	403,000	461,300	531,500		
11	223,300	271,200	303,400	342,200	369,900	404,700	462,900	533,600		
12	225,000	272,600	304,400	343,900	371,600	406,300	464,400	535,700		
13	226,600	273,900	305,500	345,400	373,200	408,300	466,000			
14	228,400	275,100	306,800	347,000	374,900	410,200	467,400			
15	230,200	276,400	308,200	348,700	376,500	412,200	468,700			
16	232,000	277,600	309,400	350,400	378,100	414,100	470,000			
17	233,200	278,800	310,700	351,900	379,600	415,700	471,300			
18	234,900	279,900	312,100	353,700	381,400	417,600	472,600			
19	236,600	281,100	313,300	355,300	383,100	419,400	474,000			
20	238,200	282,300	314,600	357,000	384,700	421,100	475,200			
21	239,700	283,200	315,600	358,500	385,900	422,800	476,500			
22	241,400	284,200	316,900	360,300	387,500	424,300	477,300			
23	243,100	285,300	318,200	362,100	389,000	425,800	478,200			
24	244,800	286,300	319,500	363,700	390,600	427,300	479,000			
25	246,400	287,400	320,900	365,000	392,400	428,700	479,700			
26	248,200	288,300	321,900	367,000	394,300	430,000	480,300			
27	249,600	289,200	323,000	368,800	396,000	431,200	480,900			
28	251,000	290,100	324,000	370,500	397,800	432,300	481,500			
29	252,300	291,000	325,200	372,000	399,200	433,500	482,300			
30	253,500	291,800	326,500	373,700	400,600	434,700	483,100			
31	254,600	292,600	327,600	375,400	401,800	435,900	483,500			
32	255,800	293,400	328,900	377,100	403,300	437,000	484,300			
33	256,900	294,100	330,000	378,900	404,500	437,800	484,800			
34	257,900	295,000	331,400	380,700	405,400	438,500	485,200			
35	258,800	295,800	332,800	382,600	406,500	439,100	485,600			
36	259,900	296,400	334,100	384,500	407,500	439,900	486,100			
37	260,900	297,200	335,400	386,100	408,400	440,500	486,500			
38	261,900	298,000	336,700	387,600	409,300	441,100	486,800			
39	262,800	298,700	338,100	389,000	410,200	441,600	487,100			
40	263,700	299,500	339,500	390,500	411,100	442,100	487,400			
41	264,500	300,200	340,800	392,100	411,900	442,500	487,700			
42	265,200	300,900	342,100	392,900	412,800	442,700	488,100			
43	265,900	301,700	343,500	393,900	413,600	443,000	488,400			
44	266,500	302,400	344,600	394,900	414,300	443,300	488,700			
45	267,200	303,100	345,600	395,900	415,100	443,600	489,000			
46	267,900	303,800	346,900	397,000	415,800	444,000	489,300			
47	268,500	304,500	348,300	398,000	416,500	444,300	489,700			
48	269,100	305,100	349,700	399,000	417,300	444,600	490,100			

49	269,700	305,900	350,800	400,000	417,800	444,800	490,500			
50	270,300	306,500	352,200	400,700	418,400	445,100	490,900			
51	270,900	307,200	353,400	401,400	419,100	445,300	491,300			
52	271,400	308,000	354,700	402,100	419,800	445,600	491,700			
53	271,900	308,500	356,100	402,500	420,200	445,800	492,100			
54	272,300	309,100	357,100	403,100	420,900	446,200	492,500			
55	272,600	309,800	358,300	403,700	421,500	446,500	492,900			
56	272,900	310,500	359,400	404,500	422,000	446,800	493,300			
57	273,200	311,100	360,200	404,800	422,400	447,000	493,700			
58	273,500	311,800	361,100	405,500	423,100	447,300	494,100			
59	273,900	312,400	361,800	406,300	423,700	447,600	494,500			
60	274,200	313,100	362,700	406,900	424,200	447,800	494,900			
61	274,500	313,800	363,500	407,200	424,600	448,000	495,300			
62	274,800	314,400	363,900	407,700	425,200	448,400	495,700			
63	275,100	314,900	364,500	408,400	425,700	448,700	496,100			
64	275,400	315,400	365,200	409,000	426,300	448,900	496,500			
65	275,700	316,000	366,000	409,300	426,600	449,100				
66	276,100	316,600	366,800	409,900	427,000	449,400				
67	276,400	317,100	367,500	410,700	427,400	449,700				
68	276,700	317,700	368,100	411,300	427,800	449,900				
69	277,000	318,200	368,700	411,700	428,100	450,100				
70	277,300	318,700	369,300	412,200	428,400	450,500				
71	277,600	319,200	369,800	412,900	428,700	450,800				
72	277,900	319,800	370,500	413,400	428,900	451,000				
73	278,300	320,400	370,800	413,900	429,100	451,200				
74	278,600	320,800	371,300	414,600	429,500	451,400				
75	278,900	321,100	371,600	415,000	429,800	451,700				
76	279,200	321,400	372,000	415,300	430,000	452,000				
77	279,500	321,600	372,400	415,700	430,200	452,300				
78	279,800	321,900	373,000	416,200	430,500	452,600				
79	280,200	322,200	373,500	416,700	430,800	452,900				
80	280,500	322,500	374,000	417,100	431,000	453,200				
81	280,800	322,700	374,300	417,500	431,200	453,500				
82	281,100	322,900	374,800	418,000	431,600	453,800				
83	281,400	323,200	375,200	418,400	431,900	454,100				
84	281,700	323,400	375,600	418,900	432,100	454,400				
85	282,000	323,700	375,900	419,200	432,300	454,700				
86	282,400	323,900	376,300	419,500	432,500	455,000				
87	282,700	324,300	376,800	419,800	432,700	455,300				
88	283,000	324,600	377,200	420,200	433,000	455,600				
89	283,300	324,900	377,400	420,600	433,300	455,900				
90	283,600	325,200	377,800	421,000	433,600	456,200				
91	283,900	325,500	378,200	421,400	433,900	456,500				
92	284,200	325,800	378,600	421,800	434,200	456,800				
93	284,600	326,000	378,900	422,200	434,500	457,100				
94		326,200	379,200	422,600	434,800	457,400				
95		326,600	379,600	423,000	435,100	457,700				
96		327,000	379,900	423,400	435,400	458,000				

97		327,200	380,200	423,800	435,700	458,300				
98		327,500	380,600	424,200	436,000	458,600				
99		327,800	381,100	424,600	436,300	458,900				
100		328,200	381,500	425,000	436,600	459,200				
101		328,500	382,000	425,400	436,900	459,500				
102		328,800	382,400	425,800	437,200	459,800				
103		329,100	382,800	426,200	437,500	460,100				
104		329,400	383,300	426,600	437,800	460,400				
105		329,600	383,800	427,000	438,100	460,700				
106		329,900	384,200	427,400	438,400	461,000				
107		330,200	384,500	427,800	438,700	461,300				
108		330,600	384,800	428,200	439,000	461,600				
109		330,800	385,300	428,600	439,300	461,900				
110		331,100		429,000	439,600	462,200				
111		331,500		429,400	439,900	462,500				
112		331,800		429,800	440,200	462,800				
113		332,000		430,200	440,500	463,100				
114		332,200		430,600	440,800	463,400				
115		332,500			441,100	463,700				
116		333,000			441,400	464,000				
117		333,200			441,700	464,300				
118		333,400			442,000	464,600				
119		333,700			442,300	464,900				
120		334,000			442,600	465,200				
121		334,300			442,900	465,500				
122		334,500			443,200	465,800				
123		334,900			443,500	466,100				
124		335,200			443,800					
125		335,500			444,100					
126					444,400					
127					444,700					
128					445,000					
129					445,300					
130					445,600					
131					445,900					
132					446,200					

別表第2(第4条第2項関係)①⑤⑥⑬⑰⑳㉒㉔㉖㉗㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

独立行政法人水資源機構再雇用職員本給表

等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級
本給 月額	円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200	円 462,400	円 544,100

別表第3（第4条第5項関係）②

能力等級表

等級	求められる能力
10	・機構の経営に参画する能力を有する。 ・将来展望に立ち、機構組織全体に関する問題の解決方法を的確に示すことができる。 ・機構を代表して対外折衝を行うことができる。 ・機構全体の職員の士気を高め、機構組織全体を統率することができる。 ・経営方針の実現のため、責任を持って最後までやり遂げることができる。
9	・社会・経済及び経営管理に関する高度な知識を有する。 ・経営方針に基づき、総括する組織全体に関する問題の解決方法を的確に示すことができる。 ・経営方針に基づき、所掌業務に関する中期目標及び年度目標の設定並びに目標達成のための課題設定ができる。 ・所掌業務について、関係者と話し合い、意図する方向で問題解決ができる。 ・総括する組織の職員を指導・教育し、全体の意識を高揚することができる。 ・総括する組織の目標達成のため、強固な意思でことに当たり、責任を持って最後までやり遂げることができる。
8	・社会・経済及び経営管理に関する一般的な知識を有する。 ・業務運営方針に基づき、総括する組織全体に関する問題の解決方法を的確に示すことができる。 ・業務運営方針に基づき、所掌業務に関する中期目標及び年度目標の設定並びに目標達成のための課題設定ができる。 ・所掌業務について、関係者と話し合い、納得を得ながら問題解決ができる。 ・総括する組織の職員を指導・教育し、職員の個性を引き出しながら、全体の意識を高揚することができる。 ・総括する組織の業務目標達成のため、常に新しい課題に挑戦しながら、責任を持って最後までやり遂げることができる。
7	・社会・経済及び経営管理に関する基礎的な知識を有する。 ・業務運営方針に基づき、総括する組織全体に関する問題の解決方法を的確に示すことができる。 ・業務運営方針に基づき、所掌業務に関する年度目標の設定及び目標達成のための手段・方策を講じることができる。 ・所掌業務について、関係者と話し合い、問題解決ができる。 ・下位等級者の指導・教育を計画的に行い、意欲の高揚を図ることができる。 ・所掌業務の目標達成のため、新しい試みを行いながら、責任を持って最後までやり遂げることができる。
6	・所掌業務及び関連業務に関する高度の専門的な知識・技能を有する。 ・業務運営方針に基づき、総括する組織に関する問題の解決方法を的確に示すことができる。 ・業務運営方針に基づき、所掌業務に関する目標の設定及び目標達成のための具体策を講じることができる。 ・所掌業務について、関係者と話し合い、業務運営方針に基づき確実に問題解決ができる。 ・下位等級者の的確な指導・教育を計画的に行うことができる。 ・所掌業務の目標達成のため、困難を克服しながら、責任を持って最後までやり遂げることができる。
5	・所掌業務に関する高度の専門的な知識・技能及び関連業務に関する高度な実務についての知識・技能を有する。 ・業務運営方針に基づき、総括する組織に関する問題の解決方法を的確に示すことができる。 ・業務運営方針に基づき、所掌業務に関する目標の設定及び目標達成のための具体策を講じることができる。 ・所掌業務について、関係者と話し合い、業務運営方針に基づき問題解決ができる。 ・下位等級者の的確な指導・教育が積極的に行うことができる。 ・所掌業務の目標達成のため、困難を克服しながら、責任を持って最後までやり遂げることができる。
4	・担当業務に関する専門的な知識・技能及び実務経験並びに関連業務に関する一般的な実務についての知識及び実務経験を有する。 ・業務運営方針に基づき、担当業務に関する問題解決の方向を判断することができる。

	・上司の指導のもと、担当業務に関する目標を達成するための手順・方法などを工夫・改善することができる。 ・上司の指導のもと、担当業務について、関係者と話し合い、問題解決ができる。 ・下位等級者に的確な指導・教育を行うことができる。 ・担当業務の目標達成のため、確実に意欲を持ってやり遂げることができる。
3	・担当業務に関する高度な知識・技能及び実務経験並びに関連業務に関する基礎的な実務についての知識を有する。 ・応用的判断力を要する業務について、上司の指導のもと、創意工夫を加えながら確実に遂行することができる。 ・下位等級者に的確な指導・助言をすることができる。
2	・担当業務に関する一般的な実務についての知識・技能を有する。 ・ある程度判断力を要する業務について、上司から必要な指示を受けながら、正確かつ迅速に意欲をもって遂行することができる。 ・下位等級者に対し、必要に応じて助言することができる。
1	・担当業務に関する基礎的な実務についての知識・技能を有する。 ・主として定型的な業務を上司の指示や指導を受けながら、正確かつ迅速に意欲をもって遂行することができる。

別表第3の2(第6条第4項関係)㉔㉕㉖㉗㉘㉙

昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給								
	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1	5	
11	1	1	1	3	1	1	1	5	
12	1	1	1	4	1	1	1	5	
13	1	1	1	5	1	1	2		
14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	13	9	5	3		
22	1	2	2	14	10	5	4		
23	1	3	3	15	11	6	4		
24	1	4	4	16	12	6	4		
25	1	5	5	17	13	7	4		
26	1	6	6	18	14	7	4		
27	1	7	7	19	15	8	4		
28	1	8	8	20	16	8	4		
29	1	9	9	21	17	9	5		
30	1	10	10	22	18	9	5		
31	1	11	11	23	19	10	5		
32	1	12	12	24	20	10	5		
33	1	13	13	25	21	11	5		
34	2	14	14	26	22	11	5		

35	3	15	15	27	23	12	5		
36	4	16	16	28	24	12	5		
37	5	17	17	29	25	13	5		
38	6	18	18	30	26	13	5		
39	7	19	19	31	27	13	5		
40	8	20	20	32	28	13	5		
41	9	21	21	33	29	14	5		
42	10	22	22	34	29	14	5		
43	11	23	23	35	30	14	5		
44	12	24	24	36	30	14	5		
45	13	25	25	37	31	15	5		
46	14	26	26	38	31	15	5		
47	15	27	27	39	32	15	5		
48	16	28	28	40	32	15	5		
49	17	29	29	41	33	15	5		
50	18	30	30	42	33	15	5		
51	19	31	31	43	34	15	5		
52	20	32	32	44	34	15	5		
53	21	33	33	45	35	15	5		
54	21	33	34	46	35	15	5		
55	22	34	35	47	36	15	5		
56	22	34	36	48	36	15	6		
57	23	35	37	49	37	15	6		
58	23	35	37	50	37	15	6		
59	24	36	37	51	38	15	6		
60	24	36	38	52	38	15	6		
61	25	37	38	53	38	15	6		
62	25	38	38	54	38	15	6		
63	26	39	39	55	38	15	6		
64	26	40	39	56	38	15	6		
65	27	41	39	57	38	15			
66	27	41	40	58	38	16			
67	28	42	40	59	38	16			
68	28	42	40	60	38	16			
69	29	43	41	60	39	16			
70	29	43	41	60	39	16			
71	29	44	41	60	39	16			
72	30	44	42	60	39	16			
73	30	45	42	61	39	17			
74	30	45	42	61	39	17			

75	31	45	43	61	39	17			
76	31	45	43	61	39	17			
77	31	45	43	61	39	17			
78	32	46	44	62	39	17			
79	32	46	44	62	39	17			
80	32	46	44	62	39	17			
81	33	46	45	63	40	17			
82	33	46	45	64	40	17			
83	33	47	45	65	40	17			
84	34	47	45	66	40	17			
85	34	47	46	67	41	17			
86	34	47	46	68	41	17			
87	35	47	46	68	42	18			
88	35	48	46	69	43	18			
89	35	48	47	70	43	18			
90	36	48	47	71	43	18			
91	36	48	47	71	43	18			
92	36	48	47	72	44	18			
93	37	49	47	73	45	18			
94		49	47	74	46	18			
95		49	47	75	46	18			
96		49	48	76	46	18			
97		49	48	77	47	19			
98		50	48	78	48	19			
99		50	48	79	48	19			
100		50	48	80	49	19			
101		50	48	81	50	19			
102		50	48	82	51	20			
103		51	49	83	51	20			
104		51	49	84	52	20			
105		51	49	85	53	20			
106		51	49	86	53	21			
107		51	49	87	53	21			
108		52	49	88	54	21			
109		52	49	89	54	21			
110		52		90	55	21			
111		52		91	55	21			
112		52		92	56	21			
113		52		93	57	22			
114		52		94	58	22			

115		52			58	22			
116		52			59	22			
117		53			60	23			
118		53			60	23			
119		53			61	23			
120		53			62	23			
121		53			62	24			
122		53			63	24			
123		53			64	24			
124		53			65				
125		53			66				
126					66				
127					67				
128					68				
129					69				
130					70				
131					70				
132					71				

別表第3の3(第6条第5項関係)㉔㉕㉖㉗㉘㉙

降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給								
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級
1	33	21	21	9	13	17	12	1	1
2	33	22	22	10	14	18	17	2	2
3	33	23	23	11	15	19	21	3	3
4	34	24	24	12	16	20	28	4	9
5	35	25	25	13	17	22	45	9	9
6	36	26	26	14	18	24	48	9	9
7	38	27	27	15	19	26	51	9	9
8	39	28	28	16	20	28	54	9	9
9	41	29	29	17	21	30	57	9	
10	42	30	30	18	22	32	60		
11	43	31	31	19	23	34	63		
12	44	32	32	20	24	36	64		
13	45	33	33	21	25	40			
14	46	34	34	22	26	44			
15	47	35	35	23	27	65			
16	48	36	36	24	28	72			
17	49	37	37	25	29	73			
18	50	38	38	26	30	86			
19	51	39	39	27	31	96			
20	52	40	40	28	32	101			
21	54	41	41	29	33	105			
22	56	42	42	30	34	112			
23	58	43	43	31	35	116			
24	60	44	44	32	36	120			
25	62	45	45	33	37	123			
26	64	46	46	34	38	123			
27	66	47	47	35	39	123			
28	68	48	48	36	40	123			
29	71	49	49	37	42	123			
30	74	50	50	38	44	123			
31	77	51	51	39	46	123			
32	80	52	52	40	48	123			
33	83	54	53	41	50	123			
34	86	56	54	42	52	123			

35	89	58	55	43	54	123			
36	92	60	56	44	56	123			
37	93	61	59	45	58	123			
38	93	62	62	46	68	123			
39	93	63	65	47	80	123			
40	93	64	68	48	84	123			
41	93	66	71	49	86	123			
42	93	68	74	50	87	123			
43	93	70	77	51	91	123			
44	93	72	80	52	92	123			
45	93	77	84	53	93	123			
46	93	82	88	54	96	123			
47	93	87	95	55	97	123			
48	93	92	102	56	99	123			
49	93	97	109	57	100	123			
50	93	102	109	58	101	123			
51	93	107	109	59	103	123			
52	93	116	109	60	104	123			
53	93	125	109	61	107	123			
54	93	125	109	62	109	123			
55	93	125	109	63	111	123			
56	93	125	109	64	112	123			
57	93	125	109	65	113	123			
58	93	125	109	66	115	123			
59	93	125	109	67	116	123			
60	93	125	109	72	118	123			
61	93	125	109	77	119	123			
62	93	125	109	80	121	123			
63	93	125	109	81	122	123			
64	93	125	109	82	123	123			
65	93	125	109	83	124				
66	93	125	109	84	126				
67	93	125	109	85	127				
68	93	125	109	87	128				
69	93	125	109	88	129				
70	93	125	109	89	131				
71	93	125	109	91	132				
72	93	125	109	92	132				
73	93	125	109	93	132				
74	93	125	109	94	132				

75	93	125	109	95	132				
76	93	125	109	96	132				
77	93	125	109	97	132				
78	93	125	109	98	132				
79	93	125	109	99	132				
80	93	125	109	100	132				
81	93	125	109	101	132				
82	93	125	109	102	132				
83	93	125	109	103	132				
84	93	125	109	104	132				
85	93	125	109	105	132				
86	93	125	109	106	132				
87	93	125	109	107	132				
88	93	125	109	108	132				
89	93	125	109	109	132				
90	93	125	109	110	132				
91	93	125	109	111	132				
92	93	125	109	112	132				
93	93	125	109	113	132				
94	93	125	109	114	132				
95	93	125	109	114	132				
96	93	125	109	114	132				
97	93	125	109	114	132				
98	93	125	109	114	132				
99	93	125	109	114	132				
100	93	125	109	114	132				
101	93	125	109	114	132				
102	93	125	109	114	132				
103	93	125	109	114	132				
104	93	125	109	114	132				
105	93	125	109	114	132				
106	93	125	109	114	132				
107	93	125	109	114	132				
108	93	125	109	114	132				
109	93	125	109	114	132				
110	93		109	114	132				
111	93		109	114	132				
112	93		109	114	132				
113	93		109	114	132				
114	93		109	114	132				

115	93			114	132				
116	93			114	132				
117	93			114	132				
118	93			114	132				
119	93			114	132				
120	93			114	132				
121	93			114	132				
122	93			114	132				
123	93			114	132				
124	93			114					
125	93			114					
126				114					
127				114					
128				114					
129				114					
130				114					
131				114					
132				114					

別表第4（第9条関係）⑥⑨⑪⑫⑭⑯⑰⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

事務所名	支給地域	支給割合
本社	埼玉県さいたま市	100分の12
総合技術センター	埼玉県さいたま市	100分の12
利根川上流総合管理所	群馬県沼田市	100分の4
矢木沢ダム管理所	群馬県利根郡みなかみ町	100分の4
奈良俣ダム管理所	群馬県利根郡みなかみ町	100分の4
下久保ダム管理所	埼玉県児玉郡神川町	100分の4
群馬用水管理所	群馬県前橋市	100分の4
渡良瀬川ダム総合管理所	群馬県みどり市	100分の4
思川開発建設所	栃木県鹿沼市	100分の4
利根導水総合管理所	埼玉県行田市	100分の4
武蔵水路管理所	埼玉県行田市	100分の4
秋ヶ瀬管理所	埼玉県志木市	100分の12
見沼管理所	埼玉県久喜市	100分の4
千葉用水総合管理所	千葉県八千代市	100分の8
成田北総管理所（施設管理課を除く）	千葉県成田市	100分の12
成田北総管理所（施設管理課）	千葉県香取市	100分の4
東総管理所	千葉県香取郡東庄町	100分の4
房総導水路管理所	千葉県大網白里市	100分の4
利根川下流総合管理所	茨城県稲敷市	100分の4
利根川河口堰管理所	千葉県香取郡東庄町	100分の4
霞ヶ浦用水管理所	茨城県かすみがうら市	100分の4
利根川河口堰大規模地震対策事業推進室	千葉県香取郡東庄町	100分の4
荒川ダム総合管理所	埼玉県秩父市	100分の4
滝沢ダム管理所	埼玉県秩父市	100分の4
中部支社	愛知県名古屋市中区	100分の12
木曽川上流ダム総合管理所	岐阜県恵那市	100分の4
味噌川ダム管理所	長野県木曽郡木祖村	100分の4
岩屋ダム管理所	岐阜県下呂市	100分の4

木曽川中下流用水総合管理所	愛知県稲沢市	100分の 8
美濃加茂管理所	岐阜県美濃加茂市	100分の 4
弥富管理所	愛知県弥富市	100分の 8
三重用水管理所	三重県三重郡菰野町	100分の 4
濃尾第二施設改築事業推進室	愛知県弥富市	100分の 8
愛知用水総合管理所	愛知県愛知郡東郷町	100分の 8
牧尾管理所	長野県木曽郡木曽町	100分の 4
上流管理所	岐阜県加茂郡八百津町	100分の 4
下流管理所	愛知県常滑市	100分の 8
揖斐川・長良川総合管理所（資産管理課及び環境課を除く）	三重県桑名市	100分の 4
揖斐川・長良川総合管理所（資産管理課及び環境課）	岐阜県揖斐郡揖斐川町	100分の 4
徳山ダム管理所	岐阜県揖斐郡揖斐川町	100分の 4
長良導水管理所	三重県桑名市	100分の 4
横山ダム管理室	岐阜県揖斐郡揖斐川町	100分の 4
木曽川水系連絡導水路事業推進室	岐阜県揖斐郡揖斐川町	100分の 4
豊川用水総合管理所	愛知県豊橋市	100分の 8
新城管理所	愛知県新城市	100分の 8
豊橋管理所	愛知県豊橋市	100分の 8
水源管理所	愛知県新城市	100分の 8
大野管理所	愛知県新城市	100分の 8
関西・吉野川支社淀川本部	大阪府大阪市	100分の12
中津川管理所	大阪府大阪市	100分の12
丹生事務所	滋賀県長浜市	100分の 4
木津川ダム総合管理所	三重県名張市	100分の 4
高山ダム管理所	京都府相楽郡南山城村	100分の 8
青蓮寺ダム管理所	三重県名張市	100分の 4
室生ダム管理所	奈良県宇陀市	100分の 4
布目ダム管理所	奈良県奈良市	100分の 8
比奈知ダム管理所	三重県名張市	100分の 4
川上ダム管理所	三重県伊賀市	100分の 4

琵琶湖総合管理所	滋賀県大津市	100分の 8
湖北管理所	滋賀県米原市	100分の 4
湖西管理所	滋賀県高島市	100分の 4
湖南管理所	滋賀県草津市	100分の 8
桂川・猪名川ダム総合管理所	京都府南丹市	100分の 8
一庫ダム管理所	兵庫県川西市	100分の 8
関西・吉野川支社吉野川本部	香川県高松市	100分の 4
吉野川上流総合管理所	徳島県三好市	100分の 4
池田ダム管理所	徳島県三好市	100分の 4
早明浦ダム・高知分水管理所	高知県土佐郡土佐町	100分の 4
新宮ダム管理所	愛媛県四国中央市	100分の 4
富郷ダム管理所	愛媛県四国中央市	100分の 4
香川用水管理所	香川県仲多度郡琴平町	100分の 4
柳瀬ダム管理室	愛媛県四国中央市	100分の 4
早明浦ダム再生事業推進室	高知県土佐郡土佐町	100分の 4
吉野川下流総合管理所	徳島県板野郡上板町	100分の 4
旧吉野川河口堰管理所	徳島県徳島市	100分の 4
筑後川局	福岡県久留米市	100分の 4
筑後川上流総合管理所	福岡県朝倉市	100分の 4
寺内ダム管理所	福岡県朝倉市	100分の 4
大山ダム管理所	大分県日田市	100分の 4
小石原川ダム管理所	福岡県朝倉市	100分の 4
両筑平野用水管理所	福岡県朝倉市	100分の 4
下釜ダム管理室	熊本県阿蘇郡小国町	100分の 4
松原ダム管理室	大分県日田市	100分の 4
寺内ダム再生・筑後川水系ダム群連携事業推進室	福岡県朝倉市	100分の 4
筑後川下流総合管理所	福岡県久留米市	100分の 4
筑後大堰管理所	福岡県久留米市	100分の 4
福岡導水管理所	福岡県久留米市	100分の 4
筑後川下流用水管理所	福岡県久留米市	100分の 4